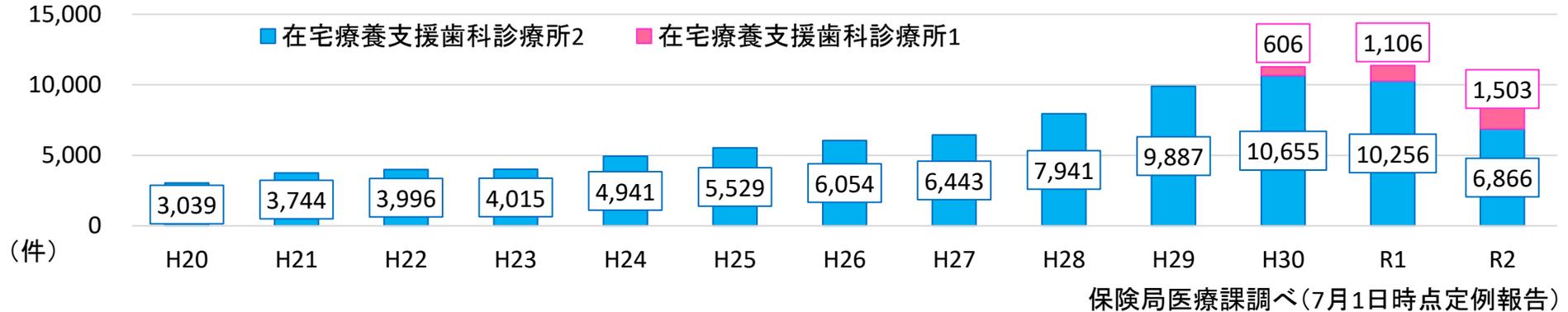


在宅療養支援歯科診療所について

○ 在宅療養支援歯科診療所1及び2について、令和元年度までは経年的に増加傾向であったが、令和2年度は在宅療養支援歯科診療所2については減少している。

＜在宅療養支援歯科診療所の届出医療機関数の推移＞



＜在宅療養支援歯科診療所の診療報酬上の評価＞

区分	歯援診1	歯援診2	か強診	その他の 歯科医療機関
歯科訪問診療料 歯科訪問診療補助加算	(1) 同一建物居住者以外 (2) 同一建物居住者		115点 50点	(1) 同一建物 居住者以外: 90点 (2) 同一建物居住者: 30点
歯科訪問診療料 歯科訪問診療移行加算		100点	150点	100点
歯科疾患在宅療養管理料	320点	250点		200点
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の加算	125点	100点	75点	(-)
退院時共同指導料1		900点		500点

○ 「在宅療養支援歯科診療所1」の届出を行っていない理由について、「栄養サポートチーム等連携加算等の算定実績が不足しているため」が74.1%と最も多く、次いで「地域における多職種連携に係る会議への出席等の連携実績が不足しているため」が39.7%であった。

過去1年間に実施した歯科訪問診療(1又は2)の算定回数が要件(15回)を下回っているため

地域における多職種連携に係る会議への出席、病院・介護保険施設等の職員への技術的助言や研修等の実施又は口腔管理への協力、又は歯科訪問診療に関する他の歯科医療機関との連携実績が不足しているため

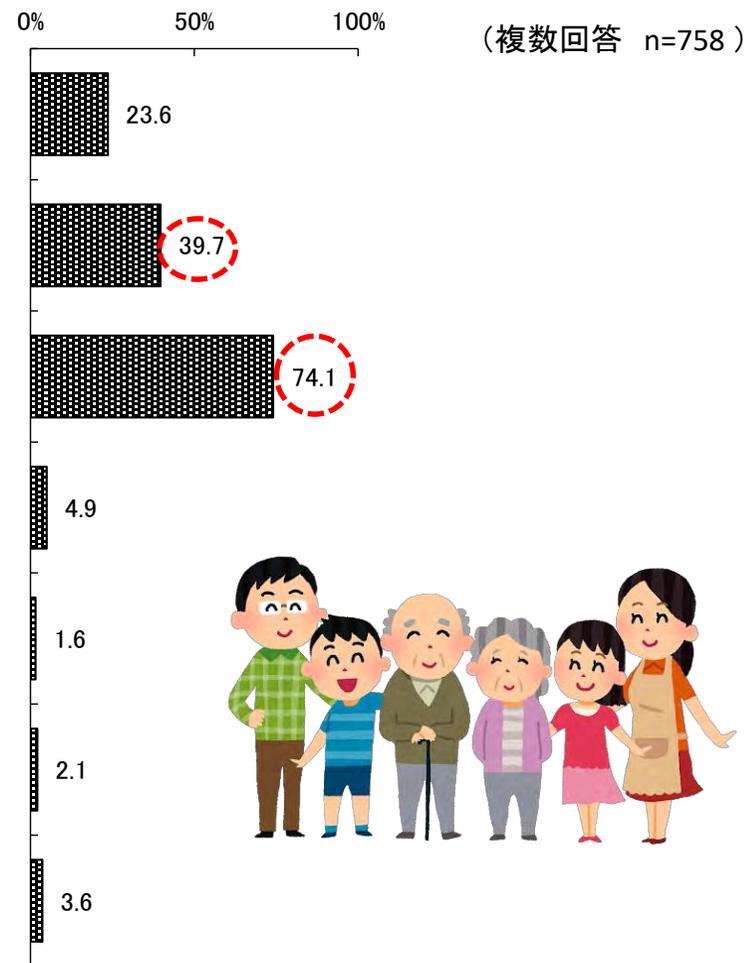
栄養サポートチーム等連携加算(1又は2)、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、退院時共同指導料1、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定実績が不足しているため

施設基準を満たしており、今後届出の予定あり

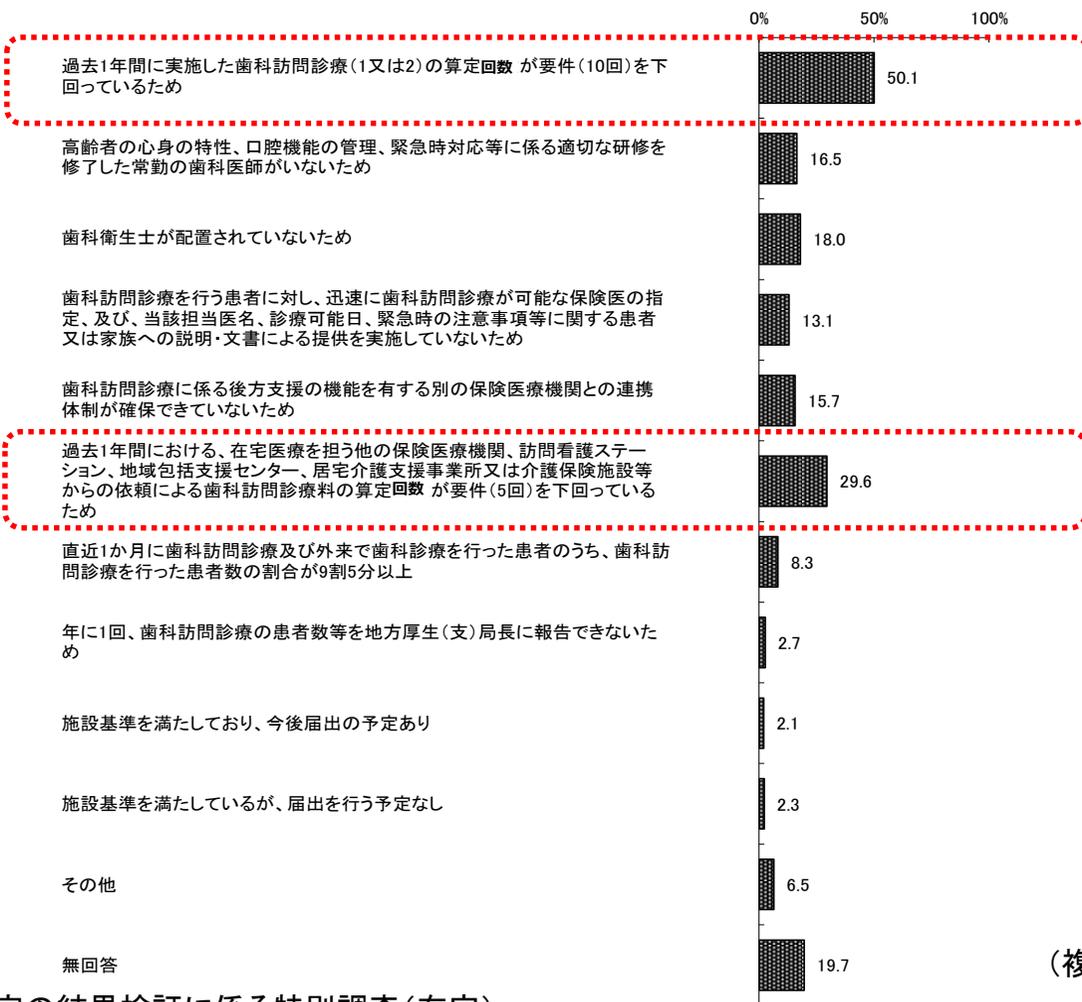
施設基準を満たしているが、届出を行う予定なし

その他

無回答



○ 「在宅療養支援歯科診療所1, 2」の届出を行っていない理由としては、「過去1年間に実施した歯科訪問診療の算定回数が必要(10回)を下回っているため」が、50.1%で最も多く、次いで「過去1年間ににおける在宅医療を担う他の保険医療機関等からの依頼による歯科訪問診療料の算定件数が必要を下回っているため」が29.6%であった。



(複数回答、n=527)

在宅療養支援歯科診療所の施設基準(抜粋)

中医協 総 - 1 - 3
3. 8. 25 (改)

【在宅療養支援歯科診療所1】	【在宅療養支援歯科診療所2】
ア) 過去1年間に歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2をあわせて15回以上算定	過去1年間に歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2をあわせて10回以上算定
イ) 高齢者の心身の特性(認知症に関する内容を含むものであること。)、口腔機能管理、緊急時対応等に係る適切な研修を修了した常勤の歯科医師を1名以上配置	
ウ) 歯科衛生士配置	
エ) 患家の求めに応じた迅速な歯科訪問診療が可能な体制を確保し、患家に情報提供	
オ) 後方支援の機能を有する別の保険医療機関との連携体制	
カ) 当該診療所において、過去1年間の在宅医療を担う他の保険医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設等からの依頼による歯科訪問診療料の算定回数の実績が5回以上	
キ) 以下のいずれか1つに該当すること <ol style="list-style-type: none"> ① 当該地域において、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者会議又は病院・介護保険施設等で実施される多職種連携に係る会議に年1回以上出席 ② 過去1年間に、病院・介護保険施設等の職員への口腔管理に関する技術的助言や研修等の実施又は口腔管理への協力 ③ 歯科訪問診療に関する他の歯科医療機関との連携実績が年1回以上 	当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等と必要な連携の実績があること
ク) 過去1年間に、以下のいずれかの算定が1つ以上あること <ol style="list-style-type: none"> ① 栄養サポートチーム等連携加算1又は栄養サポートチーム等連携加算2の算定 ② 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料又は小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の算定 ③ 退院時共同指導料1、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定 	